

## 記者発表資料

### 全国初の「河川上空利用ルール」の策定に向けて ～ドローンの実飛行による実証実験に参加する民間事業者を募集します～

荒川下流部は我が国の人口や資産、社会経済活動の中核機能が集積しており、将来的に河川上空において複数のドローンによる飛行が想定されます。

現在、荒川下流河川事務所では、ドローンを活用した河川巡視の検討を進めているほか、並行して、国土交通省の取り組み「河川上空を活用したドローン物流の更なる活性化に向けた実証実験」にも参加しており、荒川下流管内において民間事業者とドローンの実飛行による実証実験を実施することとしました。

この度、荒川下流(都市部)における「荒川下流河川上空利用ルール(案)」の策定に向けて、ドローンの実飛行による実証実験に協力頂ける参加者を募集いたします。

#### ■実証実験の概要

- (1) 公募期間 令和4年10月28日(金)～11月18日(金)
- (2) 実施内容 別紙1及び別紙2参照
- (3) 応募主体 民間事業者

※応募資格・応募要件の詳細や費用負担、その他公募内容の詳細は別紙1及び別紙2を御参照ください。

#### ■全体スケジュール

R4.11 中旬頃	参加者の決定
R4.11 下旬頃～R5.1 月上旬頃	実証実験の実施
R5.1 中旬頃	意見交換会の実施
R5.1 下旬頃～R5.3 下旬頃	「荒川下流河川上空利用ルール(案)」の策定(予定)

#### 添付書類

- 別紙1 荒川下流河川事務所における「河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた取り組み」概要
- 別紙2 公募要領
- 別紙3 応募様式

#### ■参照

- 河川上空を活用したドローン物流の更なる活性化に向けて  
～実証実験の参加者を募集します！～

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04\\_hh\\_000189.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000189.html)

- 全国18箇所で河川上空を活用したドローン物流の実証実験を行います！  
～スタートアップ企業も参加！～

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04\\_hh\\_000193.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000193.html)

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、  
都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、川口市記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所  
副 所 長 <sup>あらかわ</sup> 荒川 <sup>よしこ</sup> 佳子 河川管理室長 <sup>たかはし</sup> 高橋 <sup>まさき</sup> 正樹  
(電話：03-3902-2311[代表])

## 【荒川下流部におけるドローンの飛行の現状】

- DID地区（人口集中地区）となっているので、ドローンの飛行にあたっては航空法の許可が必要
- 沿川自治体の条例等でドローンの飛行禁止（管理者の確認を受けている場合は除く）
- 荒川下流河川敷利用ルールでは、河川利用者の安全確保のため指定場所を除きドローンの飛行は禁止（管理者の確認を受けている場合は除く）

## 【今後の河川上空を活用したドローン利用への期待】

- 物流分野等の担い手不足等が進行する中で、障害物の少ない河川上空でのドローン物流促進により地域課題の解決等の期待
- 事務所では、ドローンを活用した河川巡視の検討を進めているところであり、今後、複数のドローンが河川上空を飛行することが想定

### 将来を見据え検討

## 【国土交通本省の取組】

- 河川上空におけるドローン物流の更なる活性化に向け、河川上空を飛行ルートとして活用する際のルールづくりの必要性や支援策等を検討するための実証実験を実施。

- 河川上空を活用したドローン物流の実証実験

### 【今後のスケジュール（予定）】

- 9月～12月頃：実証実験
- 12月頃～：意見交換会（現地）【各整備局毎】
- 1月後半～3月頃：意見交換会（本省）

「河川管理者」  
として実証実験  
に応募！！

9月2日に対象案件  
として決定！！

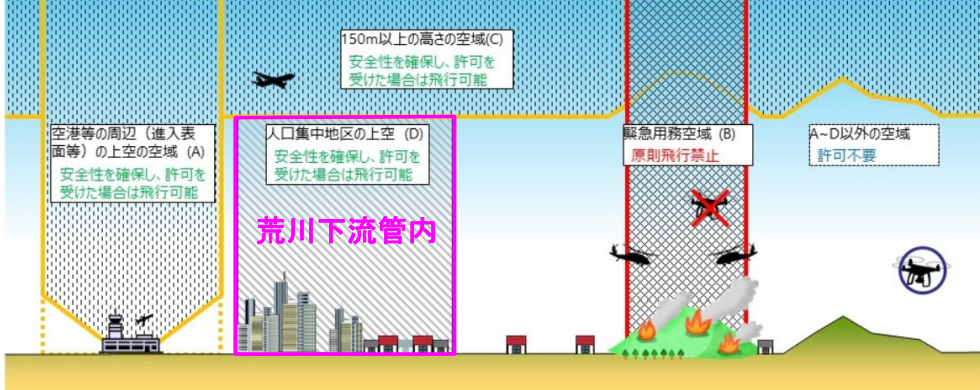
連携

## 【荒川下流河川事務所の取組】

### <ドローン物流・ドローン巡視>

- 荒川下流部においてドローンの実飛行による実証実験に御協力頂ける民間事業者を募集【今回】
  - 実証実験の実施（11月下旬～1月上旬を予定）
  - 意見交換会の実施（1月中旬を予定）
  - 「荒川下流河川上空利用ルール(案)」の策定（3月下旬頃を予定）
- ※首都圏特有の課題解決に資するよう現在の利用ルールの緩和も視野

無人航空機の飛行の許可が必要となる空域



## 荒川下流部の土地利用状況

### <荒川下流部の特徴>

- 年間利用者数約2,540万人
- 高水敷を自治体等が占有している割合が約8割
- 橋梁や鉄道などの横断工作物が多く存在



※緑着色部分は占有許可範囲

(A) (B) (C) … 航空機の航行の安全に影響をおよぼすおそれがある空域（法132条第1項第1号）

(D) … 人または家屋の密集している地域の上空（法132条第1項第2号）

※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区（DID）上空の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。（令和3年6月1日施行）  
出所：国土交通省HP

## 河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた実証実験 公募要領

### <目的>

荒川下流部は我が国の人口や資産、社会経済活動の中核機能が集積しており、将来的に河川上空において複数のドローンによる飛行が想定されます。

現在、荒川下流河川事務所では、ドローンを活用した河川巡視の検討を進めているほか、並行して、国土交通省の取り組み「河川上空を活用したドローン物流の更なる活性化に向けた実証実験」にも参加しており、荒川下流管内において民間事業者とドローンの実飛行による実証実験を実施することとしました。

この度、荒川下流（都市部）における「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の策定に向けて、ドローンの実飛行による実証実験に協力頂ける参加者を募集いたします。

### <制約条件>

- D I D地区（人口集中地区）であり、ドローンの飛行にあたっては航空法の許可が必要
- 沿川自治体の条例等でドローンは飛行禁止（管理者の確認を受けている場合を除く）
- 荒川下流河川敷利用ルールでは、河川利用者の安全確保のため指定場所を除きドローンの飛行は禁止（管理者の確認を受けている場合を除く）
- 橋梁や鉄道などの横断工作物が多く存在
- 年間の河川利用者が約2,540万人と河川を利用する方が多い

### <実施内容>

河川上空におけるドローンの実飛行による実証実験を河川管理者及び民間事業者で実施するとともに、実証実験から得られた知見・課題等を元に、「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の策定を行います。

### <応募主体・応募資格・応募要件>

応募主体

民間事業者

応募資格

ドローン物流の実績がある者又は特定の河川上空にてドローン物流を検討中の者

※共同事業者による応募も可（単独企業の応募も可）

応募要件

意見交換会への参加・「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の策定にご意見・ご協力を頂ける方

### <全体スケジュール>

令和4年10月28日：公募開始

- 1 1月18日：公募締切
  - 1 1月中旬頃：参加者の決定
  - 1 1月下旬頃～令和5年1月上旬頃：実証実験の実施
- 令和5年 1月中旬頃：意見交換会の実施
- 令和5年 1月下旬頃～令和5年3月下旬頃：「荒川下流河川上空利用ルール(案)」の策定  
(予定)

#### <費用の負担>

- ・ドローンの実飛行による実証実験に必要な費用・意見交換会への参加費用・「荒川下流河川上空利用ルール(案)」の策定にご協力頂く費用については、国費による支援はありません。ただし、国(河川管理者)が保有する情報・データ等の提供等のソフト支援を行います。

#### <応募手続き(応募書類)>

応募書類は、別紙3 応募様式を用い、日本語で作成し提出してください。

なお、別紙3 応募様式のオリジナルデータを入手したい場合は、件名を「河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた実証実験への応募様式送付願い」とし、以下のアドレスに電子メールにて送付してください。

(E-Mail) ktr-arage-press [at] mlit.go.jp ([at] は@に変換してください。)

#### <応募書類の提出期限>

令和4年11月18日(金) 17:00

#### <応募書類等の提出先>

応募書類送付の際は、件名を「河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた実証実験への応募【〇〇(応募者名)】」とし、以下のアドレスに電子メールにて送付してください。

(E-Mail) ktr-arage-press [at] mlit.go.jp ([at] は@に変換してください。)

※送付するメール(応募書類添付)の容量は10MB以下としてください。

#### <応募書類の受理>

提出された応募書類について、不備がある場合や応募書類の記載内容に虚偽があった場合又は応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

#### <秘密の保持>

応募書類は参加者の特定のためにのみ利用し、公表はしません。また、提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはありません。

なお、応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示

請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がありますので、予めご了承ください。

また、「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の策定の際にご意見・ご協力を頂いた情報は、決定した参加者に無断で二次的に使用することはありません。

#### <注意事項>

応募書類の作成、提出に関する費用は、応募者の負担とします。

提出された応募書類の内容について問合せを行う場合があります。

#### <結果の通知>

応募資格を有し、応募書類の記載内容が適切であると判断された応募者に対して、実証実験の参加者として決定した旨、電子メールにて通知します。なお、結果に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。

#### <結果公表>

実証実験の参加者となった応募者は、応募者（企業）名を荒川下流河川事務所のウェブサイト等で公表します。

#### <問い合わせ先>

本要領に関する問い合わせは、件名を「河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた実証実験への問い合わせ」、本文に連絡先（所属・担当者名・連絡先）を記載して、下記宛先まで電子メールにて送付してください。

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 管理課

(E-Mail) ktr-arage-press [at] mlit.go.jp ([at] は@に変換してください。)

応募様式

1. 応募者情報		
	事業者名	
	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	
2. 関係者情報 ※共同事業者がいる場合は下記をご記載ください（必要に応じて行を追加）		
共同事業者	事業者名	
	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

## 応募様式

### 1. ドローン物流の配送実績

例) ○年○月～○月 ◇◇地区～◇◇地区にて、□□の配送実証を実施  
○年○月～○月 ◇◇地区～◇◇地区にて、配送距離を延伸し実証を実施  
○年○月～ 配送品を増やし、実証予定/○○地区での日用品の配送飛行を計画中

(参考) 上記の詳細を示す資料 (任意様式)

上記の詳細を示す内容や参考URL等をご記載ください。  
(既存資料がある場合やスペースが不足する場合は、別添としていただいてもかまいません)

### 2. 特定の河川上空にてドローン物流を検討中

対象河川名：○○水系○○川 (今回の実証実験の荒川水系荒川でも可)

例) ○年○月～○月 ◇◇市にて、○○川上空を活用した配送を検討

上記の詳細を示す内容や参考URL等をご記載ください。  
(既存資料がある場合やスペースが不足する場合は、別添としていただいてもかまいません)